

業務受託約款

第1条（総則）

本約款は、お客様（以下「お客様」という）が長瀬産業株式会社（以下「長瀬産業」という）又は株式会社キャプテックス（以下「当社」といい、長瀬産業と当社を総称して「当社等」という）に対して委託する分析・解析、試験・評価、分解・解体等の業務（以下「本業務」という）について、お客様と当社等の間で締結する契約（以下「個別契約」という）に適用されるものとします。

第2条（個別契約の成立）

本業務の個別契約は、お客様と当社等の間で個別契約（注文書及び請書を含みますがこれに限られません）を締結したときに成立するものとします。なお、お客様が本業務をお申込みされる際には、業務の名称、目的、日程（希望する開始日及び期間、納期を含む）等の条件及び本業務遂行にあたって必要となる情報を提示しなければなりません。

2. お客様及び当社等は、前項で成立した個別契約及び本約款に従って本業務を履行するものとします。ただし、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（個別契約の変更・取消し）

受託した試験業務について、お客様の都合により個別契約の内容を変更する場合、お客様は直ちに当社等に対して通知するものとし、当社等の承諾を得るものとします。

2. 前項により本業務の内容が変更された場合、当社等は当社等の判断に基づいて個別契約の対価（以下、業務委託料という）を変更できるものとします。
3. 前2項に基づいて個別契約の内容が変更された場合、個別契約の業務委託料とは別に、お客様は当社等が本業務の変更に必要なとする費用を支払うものとします。
4. 本業務について、お客様の都合により個別契約を取消す場合、お客様は当社等に対し直ちに通知するものとし、当社等の承諾を得るものとします。この場合、お客様は当社等が指定する、お客様が当該取消しを行うまでに当社等で生じた費用を支払うものとします。

第4条（試験体の取扱い）

お客様は、本業務の申込みに当たり、試験体の性質、大きさ、重量、保管、及び試験体が有する危険性を含む取扱いに関する注意事項等の試験体に関する情報について、予め当社等に対して提示しなければなりません。

2. お客様は、本業務に必要な試験体及び技術情報を当社等に無償で提供いただきます。
3. 当社等は、前項の情報を元に本業務遂行により当社等の施設・設備が損傷する可能性の有無について試験業務実施前に検証を行うものとし、当社等の施設・設備が損傷する可能性があると判断された場合は、お客様と本業務遂行の可否について協議するものとします。
4. 本条に定める情報の不提示による試験体の破損、試験の不成立等に関しては、当社等はその損害に対して責任を負わないものとします。また、当社等又は第三者に損害が生じた場合、その責任をお客様が負うものとします。
5. お客様は、試験に供する試験体を、必要な数量、当社等が指定する期日までに当社等までご持参いただくか、お客様の責任で運搬・搬入するものとします。なお、指定日時までに試験体が到着しない場合は、当社等は個別契約を変更又は取消しできるものとします。
6. 当社等は、別段の定めがない限り、本業務の終了後は返却可能な試験体を速やかにお客様に返却します。なお、返却に要する費用は、別段の定めがない限り、お客様の負担とします。

第5条（試験の実施）

当社等は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するものとします。

2. 当社等において本業務を実施する場合、当社等が別途指定する日時でのみ実施可能とし、当該日時以外で本業務を実施する場合には、お客様は、業務委託料に追加して、当社等が指定する料金を支払うものとします。
3. お客様が本業務への立会いを希望する場合、事前に参加される企業名、組織名、参加者名、人数を当社等に対して通知するものとします。
4. 前項の立会いに際し、立会い参加者は常に現場の指示に従って行動するものとし、指定区域外への立入り、試験装置の操作、許可の無い写真や動画の撮影は何れも禁止するものとします。また立会い参加者の責めに帰すべき事由により施設・設備の滅失、毀損に関する損害を被った場合は、お客様は当社等に対し当該損害の補填に必要な費用を支払うものとします。

第6条（成果物）

当社等は、お客様と別途合意した期日又は別途当社等が指定する期日までに、次に定める本業務の成果物（以下「成果物」という）を提出するものとします。

- ・報告書
 - ・試験データ
 - ・その他、お客様と当社等で別途合意した成果物
2. お客様が報告書を利用することによって発生した損害については、当社等は一切の責任を負わないものとします。
 3. お客様は、当社等が報告書の写しを控えとして作成し、保管することに同意するものとします。

第7条（検収）

お客様は、当社等が成果物を納入してから 5 営業日以内に、成果物の内容が要求を満足しているかどうか検査するものとし、確認の結果その内容に不備があった場合、上記期間内に当社に通知するものとします。

2. 当社等は速やかにその不備について調査し、修正の可否についてお客様に報告するものとします。
3. 第1項に定める期間内にお客様より何らの通知が無いときは、検査に合格し検収が完了したものと見做し、以後当社等はお客様に対し、本業務及びその成果物の瑕疵その他一切の不備について、一切の責任を負わないものとします。

第8条（業務委託料）

お客様は、長瀬産業と別途合意した支払条件に基づいて、業務委託料を支払うものとします。

2. 業務委託料に付加される消費税は、長瀬産業請求時点の税法所定の税率を適用するものとし、お客様が負担するものとします。
3. 業務委託料の支払い方法は、原則、長瀬産業指定の銀行口座への金融機関振込みとし、かかる振込手数料は、お客様が負担するものとします。
4. お客様が個別契約に基づく債務の履行を遅延した場合、長瀬産業に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率 14.6%（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第9条（試験業務の中止）

天災地変、火災、電力不足、疫病、交通機関の事故、戦争、内乱、法令の制定又は改廃、公権力による命令処分、その他当社の責めに帰すことのできない事由による個別契約の履行遅延もしくは履行不能、及び試験体の破損等については、当社等は一切の責任を負わないものとします。

2. 当社等は、前項の事由により当社が本業務の履行を継続できないと判断した場合、当該個別契約の一部又は全部を解除できるものとします。
3. お客様の責めに帰する事由により個別契約が終了し、当社等に何らかの損害が生じた場合、お客様は当該損害を賠償するものとします。

第10条（秘密保持）

お客様及び当社等は、本業務の内容、結果及び本業務に関連して相手方から開示された情報（以下「秘密情報」という。）のうち秘密と特定された情報について、善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとし、秘密情報を第三者に対して開示、公表又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。

- (1) 開示を受けた際、既に公知又は公用となっていたもの。
 - (2) 開示を受けた際、既に自ら保有していたことを立証しうるもの。
 - (3) 開示を受けた後に、自らの責によらないで公知又は公用となったもの。
 - (4) 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの。
 - (5) 秘密情報によらず独自に開発したことを立証しうるもの。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、お客様の承諾を得ることなく、秘密情報を長瀬産業又は再委託先に対して開示することができます。
 3. 本条は、報告書提出後1年を経過するまで有効とします。

第11条（責任）

当社等は、お客様と事前に合意した方法に基づいて本業務を実施した結果、お客様に損害が発生した場合、当該損害について一切責任を負いません。

2. 第6条に定める成果物は、本業務の目的に沿って実施した客観的な試験結果を示すものであり、品質や性能、第三者の知的財産権に抵触しないことを含み、何らを保証するものではありません。
3. 当社等の責めに基いて本業務が遂行できない場合には、お客様は当社等に対して次のいずれかの対応を申し入れることができるものとします。但し、当該申し入れは、当社等が成果物を提出してから6ヵ月間のみ可能とします。
 - (1) 当社等の費用負担に基づく本業務の再実施
 - (2) 業務委託料の減額又は支払済みの業務委託料の一部返還
4. お客様の責めに基いて個別契約が終了し、また、当社等に何らかの損害が生じた場合、当社等の本業務の遂行に支障をきたす場合又は当社等が損害を被った場合（本業務遂行中の当社等設備の破損及び当該破損に起因する物的又は人的損害を含むがこの限りではない）、お客様は当社等に対し当該損害の補填に必要な費用を支払うものとします。

第12条（損害賠償）

当社等の個別契約違反に起因して、お客様に損害が生じた場合、当社等は当該個別契約における業務委託料を上限としてその損害を賠償するものとします。ただし、当社等の賠償する損害は、直接損害に限られるものとし、間接的又は派生的に発生した損害は含まないものとします。

第13条（譲渡の禁止）

お客様は、当社等の書面による承諾なく、本約款及び個別契約の内容に基づく権利および義務の一部又は全部を第三者に譲渡することはできません。

第14条（再委託）

当社等は、お客様に事前に通知することで、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することができます。

第15条（解除）

お客様が以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、当社等は、通知催促をすることなく、個別契約の全部又は一部を解除することができます。この場合、お客様は期限の利益を喪失し、本約款及び個別契約に基づく一切の金銭債務全額を支払い、当社等に損害が生じる時はこれも賠償するものとします。なお、本項の損害賠償請求は、本個別受託契約を解除せずに賠償の請求をすることを妨げるものではありません。

- (1) 業務委託料その他金銭債務の支払いを一回でも遅滞し、又は本約款及び個別契約の各条項の何れかに違反した場合
- (2) 支払いを停止し、又は手形、小切手の不渡りにした場合
- (3) 当社等の施設・設備を故意又は、重大な過失により、滅失、毀損させた場合
- (4) 当社等の信用、名誉又は相互の信頼関係を傷つける行為をした場合
- (5) お客様の財産について、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、又は破産、会社更生、民事再生、その他これらに類する手続き開始の申立てがあった場合、もしくは清算に入った場合
- (6) 前号の他、信用状態の悪化、又はその恐れがあると認められる相当の理由がある場合
- (7) 監督官庁より営業停止、営業取消しの処分を受けた場合
- (8) お客様の業績が不振であり、事業の継続が困難であると、客観的事実に基づき判断された場合

2. 前項に基づいて当社等が個別契約を解除した場合、お客様は当社等に対する一切の債務（当該解除までに当社等が本契約の履行に要した費用を含む）について、当社等からの通知催告がなくとも、当然に期限の利益を失い、当社等に対する債務を直ちに弁済するものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

お客様及び当社等は、自己及び自己の関係会社並びに役員若しくは経営に実質的に関与する者が、以下に定義する反社会的勢力に該当しないことを誓約します。個別契約締結後、お客様又は当社等は、相手方に誓約違反事実が発生した時には、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができます。反社会的勢力とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体
- (2) 前号記載の暴力団及び関係団体の構成員、またそれらの構成員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体又は個人
- (4) 前各号何れかの他、暴力、威力、脅迫的言辞及び偽計を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- (5) 前各号何れかの団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不要な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- (6) 前各号何れかの団体、構成員又は個人と社会的に非難されるべき関係を有する者

2. 相手方に前項の誓約違反事実が発生したことを理由とする前項に基づく契約の解除によりお客様又は当社等に損害が生じた場合、お客様又は当社等は、相手方に対しその損害を請求することができるものとします。

第17条（紛争解決）

本約款及び個別契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（その他）

本約款に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、協議の上、解決を図るものとします。

第19条（特約条項）

本約款について、別途書面による特約を定めた場合、その特約は本約款と一体となり、これを補完又は修正するものとします。

第20条（付則）

本約款は、2024年4月23日以降に締結される個別契約に適用されます。

以上

制定日 2024年4月23日

(以下、余白)